

新宿広小路商店会・規約

- 第1条 本会は新宿広小路商店会と称す
- 第2条 本会は小滝橋通りの青梅街道より放射六号道路迄の区間及びその周辺の商工業者及び居住者を以って組織する
- 第3条 本会の事務所は地域内の会長指定の場所に置く
- 第4条 本会は会員相互の親睦と地域の発展を図るを以って目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成する為次の事業を行うものとする。
1. 会員相互の親睦を図るに相当なる催し又は行事を行う。
 2. 会員の冠婚葬祭・傷病害に関しては相当なる方法を講ずる事。
 3. 街路灯の設置並びに管理に関する事業
 4. その他地域の発展を図るに必要な事業
- 第6条 本会は毎年 5 月に総会を開催し、役員の変更、決算報告、予算報告、予算の審議その他次年度事業の計画を行う。但し緊急を要する場合役員会の決議を以って之に代える事が出来る。
- 第7条 本会の会員は正会員及び特別会員の 2 種とす。正会員は区域内の商工業者又は居住者として特別会員は本会発展に協力されるものとする。
- 第8条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 4名
 3. 部長 若干名
 4. 会計 1名
 5. 会計監査 2名
- 以上の外、会長の推薦により顧問、相談役を置く事を得。
- 第9条 会長は会務を総理し本会を代表する。
副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之を代理する。
監事は会計を監査す。
部長は会務を分掌する。会計は会計事務一切を処理す。
- 第10条 会長は総会に於て選考委員により選出す。
役員は会長の委嘱による。
- 第11条 役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
役員任期途中補充交代の場合は前任者の残任期間とす。
- 第12条 役員会は随時開催できるものとする。
- 第13条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる
- 第14条 本会の経費は会費、寄付金、その他を以って之に充てる。
- 第15条 本会の毎月の会費を怠るとき又、会則及び親睦を著しく欠く行為のあるときは会員の資格を失うものとする。